九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

我が国における和解論の生成と展開 : 梅謙次郎の和解論を中心として

遠藤, 歩

https://hdl.handle.net/2324/2198525

出版情報：Kyushu University, 2018, 博士（法学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

KYUSHU UNIVERSITY

（様式６－２）

氏　　名	遠藤　歩
論　文　名	我が国における和解論の生成と展開　―梅謙次郎の和解論を中心として
論文調査委員	主　査　　九州大学　　教授　　田中　教雄 副　査　　九州大学　　教授　　五十君　麻里子 副　査　　九州大学　　教授　　七戸　克彦

論　文　審　査　の　結　果　の　要　旨

和解は，紛争の解決方法の１つであるが，いわゆる示談や裁判上の和解等として重要な役割を持っている。しかし，現行民法にはわずかに２条しか規定がなく，そこで要求されている「互いに譲歩をして」（民法 695 条）の意味や和解の際に前提とされた事実について錯誤があった場合の取扱い等について争いが存在している。そのような中で，本論文は，民法上の和解に関する研究の深化を目的として，１９世紀のフランスの和解論と梅謙次郎の仏文和解論を踏まえて我が国における和解論の生成と展開を検討した，意欲的な論考である。

本論文は，４つの章から構成されている。

第１章「序論」では，次の４つの課題が提示されている。①我が国の和解論の基礎となった，１９世紀フランスの和解論の全体像を示すこと，②梅謙次郎の仏文和解論の研究，③旧民法から明治民法典に至る，和解関連の規定の成立史を明らかにすること，④民法典制定から現在に至るまでの和解論の展開過程を明らかにし，和解論の現状を批判的に検討すること。

第２章「一九世紀フランスの和解論と梅の仏文和解論――その全体像の解明に向けて」では，上述の①と②の課題を検討するために，和解の定義，和解の性質，和解の方式と証拠，和解の能力と権限，和解の目的物，違約金条項，和解の効力，和解の第三者に対する効力，和解に包含される事項，和解の無効と取消について，フランス民法典の条文を出発点として，１９世紀フランスの和解論と梅の仏文和解論を対比させつつ論じ，梅の和解論の次のような特色が明らかにされている。

(1)「争い」という概念の幅を広げ，将来生ずべき争いを同概念の中に取り込むことにより，簡潔な定義を置くこと，(2)公序に属する，または，公序に反する行為を助力することになりうるときに，和解の自由を厳しく制限すること，(3)公序に属さない事項等については，私的自治を尊重し，和解の自由を徹底的に保障すること，(4)夫婦間の和解は一律に禁止されるなど，和解が仮装されることへの警戒心，(5)法律の錯誤が認められない理由として，和解当事者が自ら招いた事柄であるとされること，(6)解釈者は，解釈によって法を創造することはできないことが強調されること。

第３章「我が国における和解論の生成と展開――明治期から現在まで」では，先の③と④の課題が検討され，その総括として，第４章「結論」において，次のような命題が挙げられている。

(1)民法 695 条は，梅の仏文和解論における定義の明文化であり，「争い」および「互譲」は和解の要素であること，(2)和解は常に双務契約であること，(3)和解の両当事者には係争物の処分能力，代理人または財産管理人には処分権限が必要であること，(4)告訴権，過払金返還請求権，賭博債務，法律上の扶養請求権，無償行為による終身定期金債権は，和解の目的物とならないこと，(5)民法 696 条は，梅が和解の効力について仏文和解論で主張していた，和解の効力は一義的には定まらず，

後に判明した本権の所在で決するという独自説の明文化であり,確定効を定めた規定ではないこと,(6)追奪担保責任および瑕疵担保責任は,係争物については否定されるが,和解のために供与された物については肯定されること,(7)和解の効力は相対効が原則であるが,連帯債務,不可分債権債務,保証などの場合には,一定の例外が認められること,(8)和解の解釈は,文理解釈を原則とすべきであること,(9)和解と錯誤に関しては,「争いの対象として互譲により確定された事項以外の重要な事項につき,当事者の双方または一方が錯誤に陥っていた場合,その点についての錯誤がなければ,表意者はそのような意思表示をしなかったと認められるときは,和解は要素の錯誤により無効である」という一般原則を定立すべきであること。

第4章では,さらに,従来の和解論においてまとまった形で論じられることのなかった裁判所の許可を要する和解という和解類型を析出し,さらに裁判所が司法権に基づかずに監督権を行使する場合に,裁判所以外の第三者が和解を許可する制度設計の可能性を模索している。

以上が本論文の要旨であるが,フランス人であるボアソナードによって起草された旧民法を改正する形で 1896 年に現行民法が制定されたこと,また,梅はその起草者の1人であることからすれば,1 9世紀のフランスの和解論と,1889 年にリヨン大学で博士号を取得した梅の仏文和解論を正確に理解することは(2章),それ自体重要な作業である。この点につき,本論文では多くの史料や著書・論文を詳細に検討しており,研究者としての能力を充分に示しつつ,歴史的研究として重要な成果を挙げている。それだけでなく,我が国における和解論の生成と展開(第3章)において,互譲の問題や和解と錯誤の問題等についての近時の判例・学説が検討され,現行民法について,歴史的研究を踏まえた,立法論を含む提言を行っている。また,梅の和解論を確認することにより,これまで充分に意識されてこなかった論点も明らかになっており,現行民法の解釈にとっても重要な意義を持つ論考となっている。

このように本論文は歴史的研究及び法解釈学的研究として高い水準にあるが,不満な点がないわけでない。たとえば,2016 年の改正により「互譲」が明示され,錯誤に関する規定が削除された現在のフランス民法をめぐる議論との関係,平成 29 年の日本民法改正において,いわゆる動機の錯誤が明文化されたこととの関係,また,民法 696 条のように起草者の理解(梅の独自説)を離れ,別の意味(錯誤の主張を許さない不可争効)で理解することが定着している場合に特に問題となるが,条文解釈において起草者意思をどのように取り扱うべきかなど,なお検討すべき課題が残っている。しかし,これらは,本論文の意義を損ねるものではなく,第4章で挙げられた裁判所の許可を要する和解等の検討とともに,今後の検討課題というべきものであり,研究のさらなる展開に期待したい。

2018 年 9 月 4 日に実施した公聴会における質疑に対する応答も満足できるものであり,調査委員の全員一致で,本論文が博士(法学)の学位授与に値すると評価するものである。